

《平成30年度公表》

足利市の人事行政の運営などの状況(給与・定員管理等の状況)

「足利市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」に基づき、市職員の給与、勤務条件などの状況についてお知らせします。

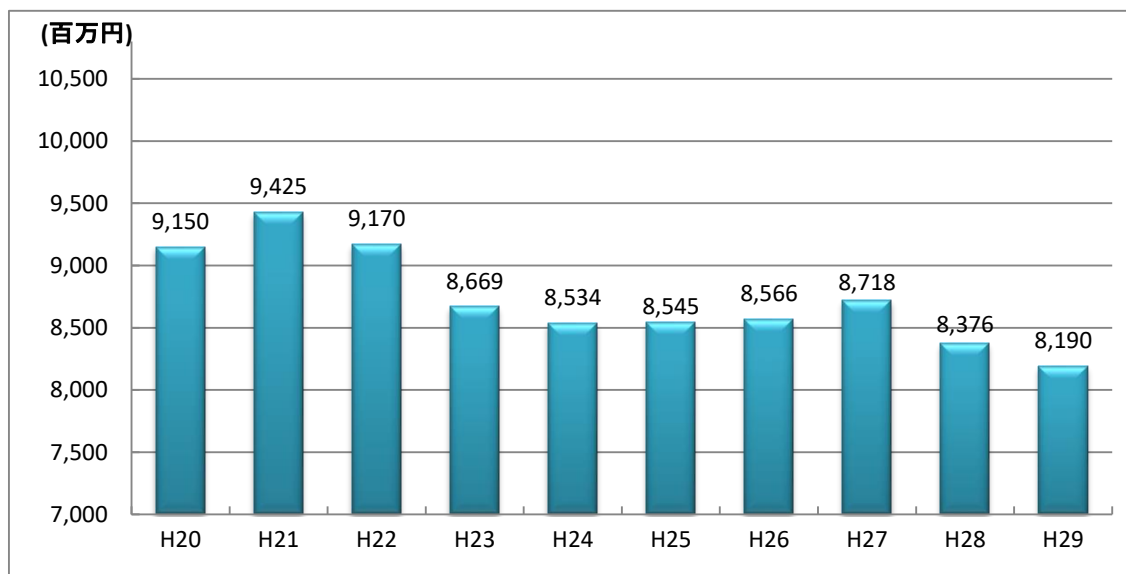
1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口(29年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考)28年度 人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
29年度	149,720	52,195,222	1,207,553	8,189,619 (7,657,680)	15.7 (14.7)	16.3 (15.3)

(注) 人件費及び人件費率の()内は、正副市長、市議会議員、各種委員などの特別職に支給される給料、報酬などを除いたものです。

(2) 人件費の推移(普通会計決算)



(3) 職員給与費の状況(普通会計決算)

区分	職員数 A	給与費				1人当たり給与費 B/A	(参考)類似団体平均 1人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
29年度	人 1,020	千円 3,760,926	千円 903,971	千円 1,503,367	千円 6,168,264	千円 6,047	千円 6,256

(注) 1 職員手当には退職手当を含みません。

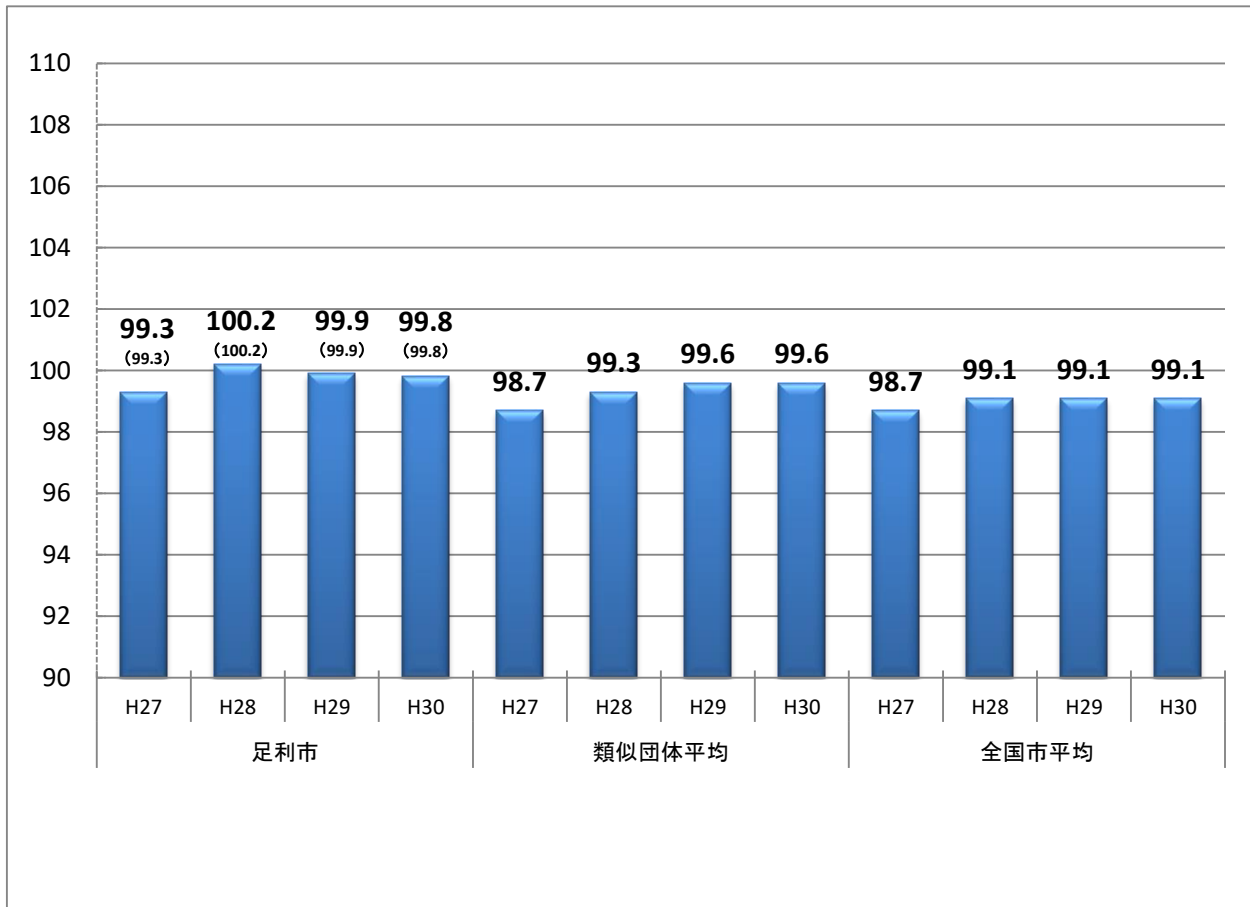
2 職員数は、平成29年4月1日現在の人数です。

(4) 特記事項

(給与減額の状況)

減額措置の取組	減額実施期間
なし	—

(5) ラスパイレス指数の状況(各年4月1日現在)



(注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。

2 ()書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指します。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数です。
 $(\text{補正前のラスパイレス指数} \times (1 + \text{当該団体の地域手当支給率}) / (1 + \text{国の指定基準に基づく地域手当支給率}))$ により算出。

3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。

(6) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

給料表の見直し・・・実施(実施日:平成27年4月1日)

国家公務員の見直しの状況を踏まえて、平均2%引下げました。

激変緩和のため、3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施しました。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(平成30年4月1日現在)

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
足利市	41.8歳	321,100円	397,740円	352,423円
栃木県	43.0歳	334,014円	408,771円	366,521円
国	43.5歳	329,845円	—	410,940円
類似団体	41.9歳	321,262円	408,995円	366,855円

② 技能労務職

区分	公務員					民間			参考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額(A)	平均給与月額(国比較ベース)	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額(B)	A/B
足利市	51.6歳	81人	327,800円	373,321円	341,672円	—	—	—	—
うち 清掃職員	51.6歳	29人	327,300円	376,724円	338,441円	廃棄物処理業従業員	45.8歳	293,000円	1.29
うち 用務員	51.3歳	10人	329,000円	363,220円	344,230円	用務員	55.6歳	207,200円	1.75
うち 自動車運転手	53.3歳	11人	332,800円	403,373円	347,591円	自家用自動車運転者	55.1歳	226,700円	1.78
栃木県	53.2歳	245人	345,058円	389,942円	370,648円	—	—	—	—
国	50.7歳	2,553人	286,817円	—	328,637円	—	—	—	—
類似団体	49.3歳	83人	303,643円	348,389円	326,400円	—	—	—	—

区分	参考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員(C)	民間(D)	C/D
足利市	—	—	—
うち 清掃職員	6,017,988円	4,038,000円	1.49
うち 用務員	5,945,840円	2,808,700円	2.12
うち 自動車運転手	6,390,676円	3,067,600円	2.08

- (注) 1 「平均給料月額」とは、平成30年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出しています。
 3 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています。(平成27～29年の3ヶ年平均)
 4 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。
 5 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

(2) 職員の初任給の状況(平成30年4月1日現在)

区分	足利市	栃木県	国	
一般行政職	大学卒	179,200円	185,800円	179,200円
	高校卒	151,500円	151,500円	147,100円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(平成30年4月1日現在)

区分	経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年	
一般行政職	大学卒	254,291円	360,227円	384,808円	423,800円
	高校卒	214,333円	323,275円	367,133円	367,780円
技能労務職	高校卒	—	280,800円	321,760円	332,783円
	中学卒	—	—	—	—

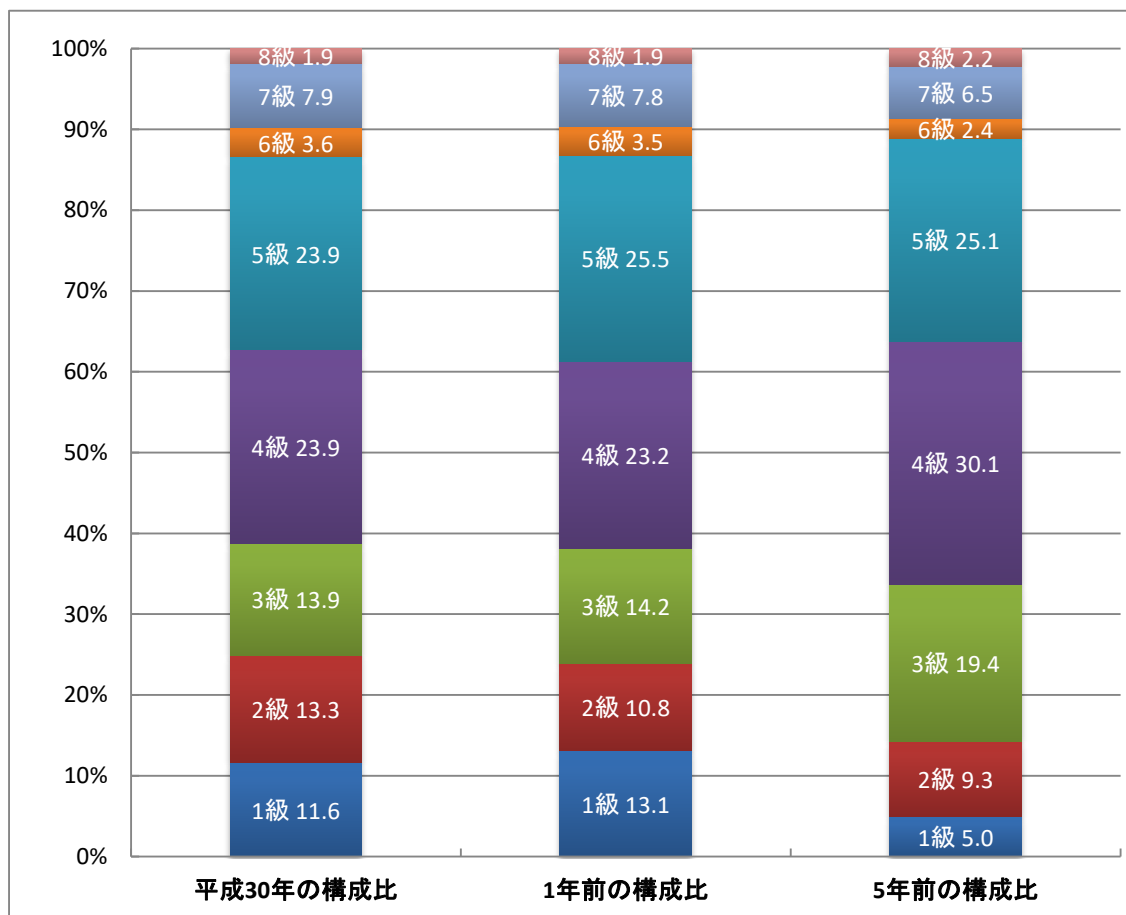
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況(平成30年4月1日現在)

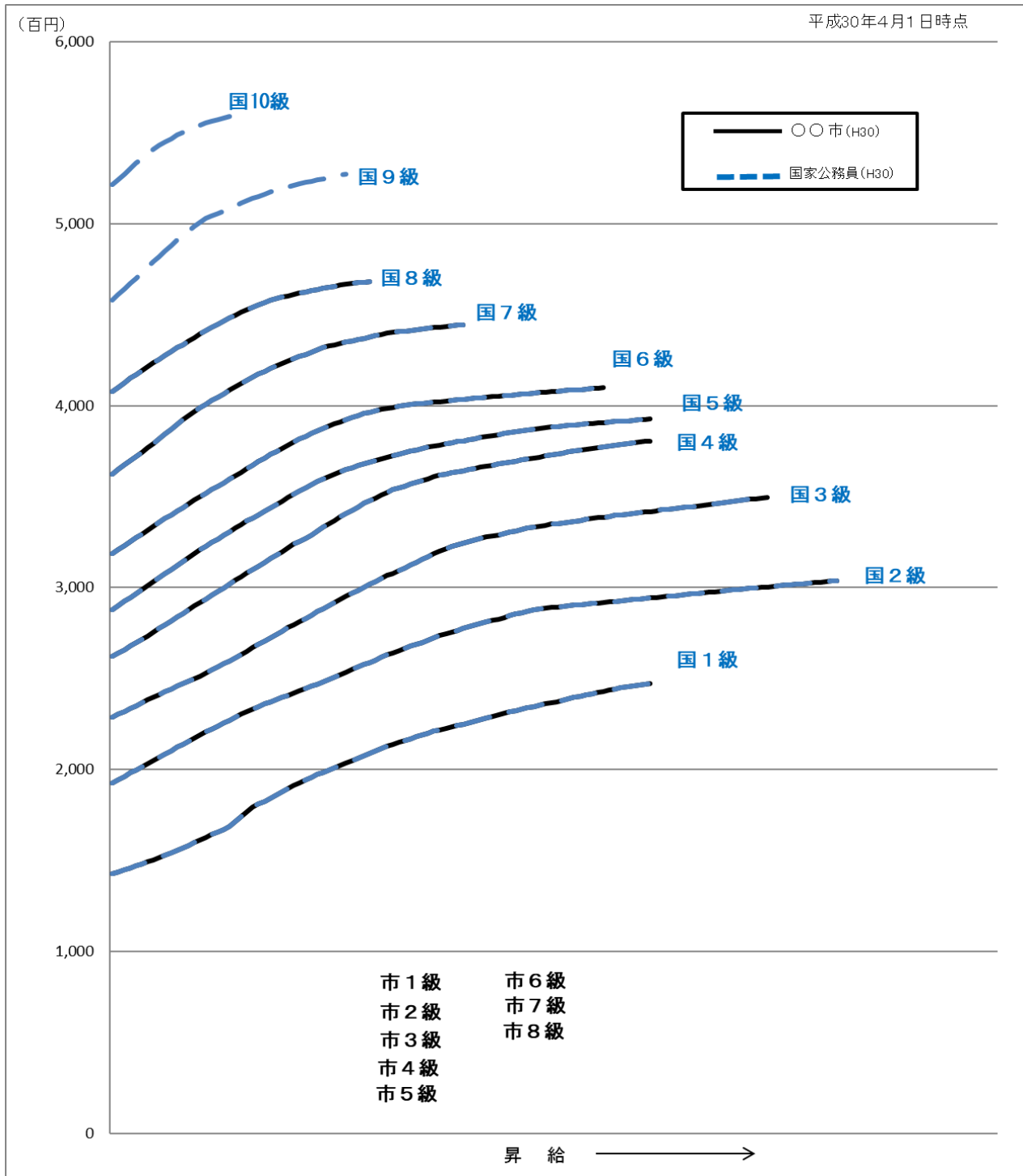
区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
標準的な職務内容	主事 技師	主事 技師	主任	主査	主幹 副主幹	課長補佐	参事 課長	部長 副部長
職員数(人)	73	84	88	151	151	23	50	12
構成比(%)	11.6	13.3	13.9	23.9	23.9	3.6	7.9	1.9
1号給の給料月額	142,600円	192,700円	228,900円	262,000円	288,000円	318,500円	362,300円	407,700円
最高号給の給料月額	247,100円	303,800円	349,600円	380,600円	392,600円	409,800円	444,500円	468,200円

(注) 1 足利市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(2) 国との給料表カーブ比較表(行政職(一))



(3) 昇給への勤務成績の反映状況

平成30年4月2日から平成31年4月1日までにおける運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価(勤務成績)を活用している	○		○	
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
標準に加え、上位及び下位の区分	○		○	○
標準に加え、上位の区分		○		
標準に加え、下位の区分				
標準の区分のみ				
ロ 人事評価を活用していない				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

足利市	栃木県	国
1人当たり平均支給額(29年度) 1,507千円	1人当たり平均支給額(29年度) 1,735千円	—
(29年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.6月分 1.8月分	(29年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.6月分 1.8月分	(29年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.6月分 1.8月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による 加算措置 ・役職加算 5%~20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による 加算措置 ・役職加算 5%~20% ・管理職加算 15%~22%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による 加算措置 ・役職加算 5%~20% ・管理職加算 10%~25%

○ 勤勉手当への勤務実績の反映状況

平成30年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価(勤務成績)を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
標準に加え、上位及び下位の区分	○	○	○	○
標準に加え、上位の区分				
標準に加え、下位の区分				
標準の区分のみ				
ロ 人事評価を活用していない				

(2) 退職手当(平成30年4月1日現在)

足利市			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置	・定年前早期退職特例措置 (2%~45%加算) ・調整額 (21,700~59,550円×60月分)		その他の加算措置	・定年前早期退職特例措置 (2%~45%加算) ・調整額 (21,700~95,400円×60月分)	
1人当たり平均支給額	4,377千円	20,989千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成29年度に退職した職員に支給された平均額です。

(3) 地域手当(平成30年4月1日現在)

支給実績(平成29年度決算)		2,185千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成29年度決算)		273,080円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
足利市	0%	—	0%
宇都宮市	3.45%	6	6%
特別区	20%	2	20%

(4) 特殊勤務手当(平成30年4月1日)

区分		全職種		
支給実績(29年度決算)		18,471千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(29年度決算)		60,759		
職員全体に占める手当支給職員の割合(29年度)		27.9%		
手当の種類(手当数)		15		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給単価	支給実績(29年度決算)
市税等の事務に従事した職員の特殊勤務手当	市税等事務に従事した職員	市税の調査、検査	日 200円	468千円
		市税、税外収入金の徴収整理等	日 300円	
社会福祉業務に従事した職員の特殊勤務手当	福祉事務所に勤務する職員	生活保護法による窓口業務	月 3,000円	720千円
行旅死病人の救護、取扱いに従事した職員の特殊勤務手当	行旅死病人の救護、取扱いに従事した職員	行旅死亡人の取扱い	1回 6,000円	—
		行旅病人の救護	1回 2,000円	—
感染症防疫作業に従事した職員の特殊勤務手当	感染症の防疫に従事した職員	患家の消毒等	日 400円	—
放射線取扱作業に従事した職員の特殊勤務手当	放射線取扱作業に従事した職員	放射線取扱作業に従事	日 250円	2千円
汚物処理作業等に従事した職員の特殊勤務手当	汚物処理作業等に従事した職員	し尿処理作業	日 600円	4,151千円
		自動車運転業務	日 600円	
		下水道管きよ掃又は修理作業	日 1,000円	
		その他汚物処理作業	日 550円	
斎場業務に従事した職員の特殊勤務手当	斎場業務に従事した職員	バスの運転	日 1,200円	1,265千円
		その他斎場の管理運営	日 1,000円	
病虫害防除作業等に従事した職員の特殊勤務手当	病虫害防除作業等に従事した職員	病虫害防除又は駆除作業	日 300円	—
道路整備等に従事した職員の特殊勤務手当	道路整備等に従事した職員	道路等の簡易舗装作業	日 200円	864千円
電気主任技術者の特殊勤務手当	電気主任技術者	高圧電気取扱作業	月 3,000円	140千円
用地交渉業務に従事した職員の特殊勤務手当	用地交渉業務に従事した職員	用地取得等交渉業務(長期にわたるもの)	日 200円	—
ボイラー取扱作業に従事した職員の特殊勤務手当	ボイラー取扱作業に従事した職員	ボイラー取扱主任1級の資格を有する施設の取扱主任者	月 2,500円	—
		その他ボイラーの取扱作業	月 1,500円	
消防職員の特殊勤務手当	消防職員	火災発生時に出勤 (はしご車による消火業務)	1回 300円 (200円加算)	10,267千円
		救急業務のため出勤 (救急救命士の資格を有し、当該業務に従事)	1回 150円 (200円加算)	
		救助業務のため出勤 (現に救護をした職員)	1回 200円 (200円加算)	
		自然災害等が発生し、または発生するおそれのある場所における現場業務	1回 300円	
		機関員の業務	100円加算	
		夜間特殊業務	1回 250円	
バスの運転に従事した職員の特殊勤務手当	定員10人以上のバスの運転に従事した職員	1日の走行距離が100キロメートル以上の場合	日 500円	416千円
		1日の走行距離が100キロメートル未満の場合	日 400円	
建築主事の特殊勤務手当	建築主事	建築物審査業務	月 5,000円	178千円

(5) 時間外勤務手当

支給実績(28年度決算)	463,782千円
職員1人当たり平均支給年額(28年度決算)	500千円
支給実績(29年度決算)	454,910千円
職員1人当たり平均支給年額(29年度決算)	498千円

※職員一人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、支給実績と同じ年度の4月1日現在の総職員数(制度上時間外勤務手当の支給対象とならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含みます。

(6) その他の手当(平成30年4月1日)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	支給実績 (29年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (29年度決算)
扶養手当	1 配偶者・父母等 月額 6,500円 2 子 月額 10,000円 3 16歳から22歳までの子を扶養 月額1人 5,000円加算	同じ	122,764千円	230千円
住居手当	借家・借間 家賃に応じて(月額限度27,000円)	同じ	69,579千円	281千円
通勤手当	1 交通機関利用者 相当額を支給(月額限度55,000円) 2 交通用具使用者 通勤距離に応じて(月額限度31,600円)	同じ	49,657千円	52千円
管理職手当	主幹以上の職員 職に応じて46,100円～108,100円	同じ	129,645千円	732千円
管理職特別勤務手当	1 週休日・休日に4時間以上勤務した主幹以上の職員 職に応じて1回6,000円～10,000円(6時間超は50%割増) 2 平日午前0時から5時までの間に1時間以上勤務した主幹以上の職員 職に応じて1回3,000円～5,000円	異なる	3,400千円	41千円
夜間勤務手当	午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員 勤務1時間当たりの給与額の25%	同じ	17,494千円	129千円
休日勤務手当	勤務1時間当たりの給与額の135%	同じ	45,772千円	337千円

5 特別職の報酬等の状況(平成30年4月1日現在)

区分		給料月額等	
給料	市長	1,015,000円	(参考)類似団体における最高/最低額 1,075,000円/600,000円
	副市長	836,000円	883,000円/699,400円
	教育長	677,000円	
報酬	議長	587,000円	648,000円/520,000円
	副議長	537,000円	581,000円/463,000円
	議員	498,000円	562,000円/420,000円
期末手当	市長 副市長	<ul style="list-style-type: none"> ・29年度支給割合 3.3月分 ・加算措置の状況 45%加算 	
	議長 副議長 議員		
退職手当	市長	(1期の手当額) 1,015,000円×在職月数×0.4(任期毎)	19,488,000円
	副市長	836,000円×在職月数×0.29(任期毎)	11,637,120円
通勤手当	市長	<ul style="list-style-type: none"> ・交通機関利用者 相当額を支給(月額限度55,000円) ・交通用具使用者 通勤距離に応じて(月額限度31,600円) 	
	副市長		

(注)1 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額です。

2 市議会議員には、その調査研究に資するために必要な経費の一部として、年額720,000円の政務活動費が交付されます。(残余が生じた場合は返還)

6 職員の任免の状況

(1) 採用試験の実施状況(平成29年度実績)

試験区分	受験者(人)	合格者(人)	倍率(倍)
行政	174	22	7.9
行政(スポーツ)	4	1	4.0
行政(社会福祉士)	7	1	7.0
行政(身体障がい者)	1	0	—
土木	33	9	3.7
消防(救急救命士含む)	11	0	—
保健師	8	3	2.7
保育士	23	6	3.8
計	261	42	6.2

(2) 退職の状況(平成29年度実績)

区分	人数
定年	27
自己都合	8
死亡	1
計	36

7 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部門	区分	職員数		対前年増減数	主な増減理由		
		平成29年	平成30年				
普通会計部門	一般行政部門	議会	10	9	-1	業務配分見直しによる減 斎場建替え業務の増など	
		総務	155	157	2		
		税務	60	60	0		
		民生	168	168	0		
		衛生	106	104	-2		正規職員の嘱託職員化による減
		労働	2	2	0		
		農林水産	28	28	0		
		商工	30	32	2		新産業団地関連業務の増など
	土木	110	111	1	道路・河川の整備・保全業務の増		
		計	669	671	2	<参考> 人口1万人当たり職員数 44.82人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 47.75人)	
	教育部門	173	170	-3	正規職員の嘱託職員化による減など		
	消防部門	178	177	-1	退職者不補充		
	小計	1,020	1,018	-2	<参考> 人口1万人当たり職員数 67.99人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 65.65人)		
公営企業等会計部門	水道	38	38	0	建設・管理業務の強化		
	下水道	20	21	1			
	その他	53	53	0			
	小計	111	112	1			
合計		1,131 [1,543]	1,130 [1,543]	-1 [0]	<参考> 人口1万人当たり職員数 75.47人		

(注) 1 職員数は一般職の職員数で、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員などを含み、補助職員及び非常勤職員を除きます。

2 []内は、条例定数の合計です。

(2) 年齢別職員構成の状況(平成30年4月1日現在)

区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	人 0	人 48	人 114	人 98	人 127	人 99	人 111	人 145	人 162	人 122	人 102	人 2	人 1,130



(3) 職員数の推移

① 部門別職員数の推移

(各年4月1日現在)

部門	区分	25年	26年	27年	28年	29年	30年	過去5年間の増減数(率)
一般行政		669	668	670	671	669	671	2 (0.3%)
教育		177	174	174	174	173	170	-7 (-4%)
消防		174	174	175	178	178	177	3 (1.7%)
普通会計計		1,020	1,016	1,019	1,023	1,020	1,018	-2 (-0.2%)
公営企業等会計計		122	116	112	110	111	112	-10 (-8.2%)
総合計		1,142	1,132	1,131	1,133	1,131	1,130	-12 (-1.1%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数

② 採用者・退職者数

	25年	26年	27年	28年	29年	30年	計
職員数(4月1日現在)	1,142	1,132	1,131	1,133	1,131	1,130	
退職者数(4月1日～翌年3月31日)	54	50	50	43	36		233
採用者数(翌年4月1日採用)	44	49	52	41	35		221
増減人数	-10	-1	2	-2	-1		-12

(4) 等級及び職制条の段階ごとの職員数(平成30年4月1日現在)

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳				職制上の段階
		(人)	(%)	職名	(人)	職名	(人)	
8級	(1)部長又は副部長の職務 (2)会計管理者の職務 (3)消防長の職務 (4)教育次長の職務 (5)委員会等の事務局の長の職務	13	1.3%	部長	6	研究員	1	副部長級
				会計管理者	1	消防長	1	
				教育次長	1	議会事務局長	1	
				行政委員会事務局長	1	農業委員会事務局長	1	
7級	(1)参事又は課長の職務 (2)消防次長又は消防署長の職務 (3)特に困難な業務を行う出先機関の長の職務 (4)委員会等事務局の次長の職務	57	5.6%	課長	27	参事	23	課参事級
				消防署長	2	消防次長	1	
				管理指導員	1	市立図書館長	1	
				史跡足利学校事務所長	1	行政委員会事務局次長	1	
6級	(1)総括主幹の職務 (2)課長補佐又は室長の職務 (3)困難な業務を行う出先機関の長の職務 (4)消防署副署長又は分署長の職務	31	3.1%	総括主幹	8	課長補佐	6	課長補佐級
				室長	3	消防署副署長	2	
				検査員	1	隣保館長	1	
				クリーンセンター所長	1	斎場長	1	
				行政サービスセンター所長	1	消費生活センター所長	1	
				山辺西部土地区画整理事務所長	1	道路河川管理事務所長	1	
				水処理センター所長	1	分署長	1	
青少年センター所長	1	市立美術館長	1					
5級	(1)主幹又は副主幹の職務 (2)出先機関の長の職務 (3)出先機関の次長の職務	204	20.2%	副主幹	74	主幹	64	副主幹級
				公民館長	17	保育所長	11	
				保健師長	7	主計員	4	
				企画政策員	3	子育て支援センター所長	3	
				検査員	2	出納審査員	2	
				査察指導員	2	主任書記	2	
				道路河川管理事務所次長	1	市立美術館次長	1	
				史跡足利学校事務所次長	1	教育研究所次長	1	
				福祉指導員	1	保育指導員	1	
				看護師長	1	管理栄養士	1	
				管理指導員	1	建築主事	1	
				学校給食共同調理場長	1	管理主事	1	
4級	主査の職務	254	25.3%	指導主事	1			主査級
				主査	196	主任保育士	14	
				保育士	14	保健師	11	
				指導主事	8	社会教育主事	3	
				研究職員	2	社会福祉主事	1	
				理学療法士	1	看護師	1	
				介護福祉士	1	出納審査員	1	
3級	主任の職務	187	18.5%	管理主事	1			主任級
				主任	112	消防士長	34	
				保育士	13	保健師	9	
				社会福祉士	7	主査	4	
				建築主事	2	管理栄養士	2	
				社会福祉主事	1	介護福祉士	1	
2級	高度の知識又は経験を有する主事又は技師の職務	137	13.6%	社会教育主事	1	栄養士	1	主事級
				主事	83	消防士長	19	
				保育士	11	技師	8	
				保健師	5	消防副士長	4	
				社会福祉主事	2	管理栄養士	2	
				社会福祉士	1	社会教育主事	1	
1級	主事又は技師の職務	126	12.5%	スポーツ指導員	1			主事級
				主事	75	消防士	18	
				保育士	12	技師	9	
				保健師	4	社会福祉主事	4	
				管理栄養士	2	社会福祉士	1	
合計		1009	100.0%					

(注) 公営企業職員・技能労務職員を含まない。

8 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総支出 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総支出に占める職 員給与費比率 B/A	(参考)28年度の 総支出に占める職 員給与費比率
29年度	千円 3,599,426	千円 379,309	千円 336,094	% 9.3	% 9.2

(注) 1 総支出は、収益的支出及び資本的支出の合計です。

2 職員給与費は、すべての職員(補助・嘱託職員を含む)の給料、手当、退職給付費及び法定福利費の合計です。

区分	職員数 A	給与費				1人当たり給与費 B/A	(参考)市町村平均 1人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
29年度	人 38	千円 145,096	千円 25,107	千円 58,234	千円 228,437	千円 6,012	千円 6,148

(注) 1 この表は、正規職員の給与に関するものです。(職員手当には退職給付費を含まない。)

2 職員数は、平成30年3月31日現在の人数です。

イ 特記事項(給与減額の状況)

減額措置の取組	減額実施期間
なし	—

② 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(平成30年4月1日現在)

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
水道事業	44.0歳	320,887円	379,097円
足利市(公営企業除く)	41.6歳	314,206円	386,184円

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

水道事業		足利市(公営企業を除く)	
1人当たり平均支給額(29年度) 1,532千円		1人当たり平均支給額(29年度) 1,507千円	
(29年度支給割合)		(29年度支給割合)	
期末手当 2.6月分	勤勉手当 1.8月分	期末手当 2.6月分	勤勉手当 1.8月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%~20%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%~20%	

イ 退職手当(平成30年4月1日現在)

水道事業			足利市(公営企業を含む)		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置	・定年前早期退職特例措置 (2%~45%加算) ・調整額 (21,700~59,550円×60月分)		その他の加算措置	・定年前早期退職特例措置 (2%~45%加算) ・調整額 (21,700~59,550円×60月分)	
28・29年度退職者すべての1人当たり平均支給額	18,842千円		1人当たり平均支給額	4,377千円	20,989千円

(注) 足利市(公営企業を含む)の欄の退職手当の1人当たり平均支給額は、29年度に退職した職員に支給された平均額です。

ウ 特殊勤務手当(平成30年4月1日)

区 分		全職種		
支給実績(29年度決算)		105千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(29年度決算)		35,000円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(29年度)		7.9%		
手当の種類(手当数)		2		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給単価	支給実績(29年度決算)
滞納整理手当	水道料金等の滞納整理に従事した職員	滞納整理のための出張	日 300円	—
電気主任技術者手当	電気主任技術者	高圧電気取扱作業	月 3,000円	105千円

エ 時間外勤務手当

支給実績(28年度決算)	11,346千円
職員1人当たり平均支給年額(28年度決算)	355千円
支給実績(29年度決算)	11,444千円
職員1人当たり平均支給年額(28年度決算)	358千円

オ その他の手当(平成30年4月1日)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	支給実績 (29年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (29年度決算)
扶養 手当	1 配偶者・父母等 月額 6,500円 2 子 月額 10,000円 3 16歳から22歳までの子を扶養 月額1人 5,000円加算	同じ	4,445千円	175千円
住居 手当	借家・借間 家賃に応じて(月額限度27,000円)	同じ	2,220千円	277千円
通勤 手当	1 交通機関利用者 相当額を支給(月額限度55,000円) 2 交通用具使用者 通勤距離に応じて(月額限度31,600円)	同じ	1,800千円	56千円
管理職 手当	主幹以上の職員 職に応じて46,100円～108,100円	同じ	5,068千円	844千円
管理職 特別 勤務 手当	1 週休日・休日に4時間以上勤務した主幹以上の職員 職に応じて1回6,000円～10,000円(6時間超は50%割増) 2 平日の午前0時から5時までの間に1時間以上勤務した主 幹以上の職員 職に応じて1回3,000円～5,000円	異なる	26千円	13千円
夜間勤 務手当	午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員 勤務1時間当たりの給与額の25%	同じ	—	—
休日勤 務手当	勤務1時間当たりの給与額の135%	同じ	—	—

(2) 工業用水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総支出 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総支出に占める職 員給与費比率 B/A	(参考) 28年度の 総支出に占める職 員給与費比率
29年度	千円 148,795	千円 42,144	千円 17,633	% 11.9	% 10.5

(注) 1 総支出は、収益的支出及び資本的支出の合計です。

2 職員給与費は、すべての職員(補助・嘱託職員を含む)の給料、手当、退職給付費及び法定福利費の合計です。

区 分	職員数 A	給与費				1人当たり給与費 B/A	(参考)市町村平均 1人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
29年度	人 2	千円 8,424	千円 1,118	千円 3,402	千円 12,944	千円 6,472	千円 6,204

(注) 1 この表は、正規職員の給与に関するものです。(職員手当には退職給付費を含みません。)

2 職員数は、平成30年3月31日現在の人数です。

② 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(平成30年4月1日現在)

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
工業用水道事業	49.3歳	353,200円	390,601円
足利市(公営企業除く)	41.6歳	314,206円	386,184円

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

工業用水道事業	足利市(公営企業を除く)
1人当たり平均支給額(29年度) 1,701千円	1人当たり平均支給額(29年度) 1,507千円
(29年度支給割合) 期末手当 2.6月分 勤勉手当 1.8月分	(29年度支給割合) 期末手当 2.6月分 勤勉手当 1.8月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%~20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%~20%

イ 退職手当(平成30年4月1日現在)

工業用水道事業			足利市(公営企業を含む)		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置	・定年前早期退職特例措置 (2%~45%加算) ・調整額 (21,700~59,550円×60月分)		その他の加算措置	・定年前早期退職特例措置 (2%~45%加算) ・調整額 (21,700~59,550円×60月分)	
		1人当たり平均支給額		4,377千円	20,989千円

(注) 足利市(公営企業を含む)の欄の退職手当の1人当たり平均支給額は、29年度に退職した職員に支給された平均額です。(工業用水道事業は退職者なし)

ウ 特殊勤務手当(平成30年4月1日)

区分	全職種			
支給実績(29年度決算)	—			
支給職員1人当たり平均支給年額(29年度決算)	—			
職員全体に占める手当支給職員の割合(29年度)	—			
手当の種類(手当数)	2			
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給単価	支給実績(29年度決算)
滞納整理手当	水道料金等の滞納整理に従事した職員	滞納整理のための出張	日 300円	—
電気主任技術者手当	電気主任技術者	高圧電気取扱作業	月 3,000円	—

エ 時間外勤務手当

支給実績(28年度決算)	402千円
職員1人当たり平均支給年額(28年度決算)	201千円
支給実績(29年度決算)	540千円
職員1人当たり平均支給年額(29年度決算)	270千円

オ その他の手当(平成30年4月1日)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	支給実績 (29年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (29年度決算)
扶養手当	1 配偶者・父母等 月額 6,500円 2 子 月額 10,000円 3 16歳から22歳までの子を扶養 月額1人 5,000円加算	同じ	432千円	216千円
住居手当	借家・借間 家賃に応じて(月額限度27,000円)	同じ	36千円	36千円
通勤手当	1 交通機関利用者 相当額を支給(月額限度55,000円) 2 交通用具使用者 通勤距離に応じて(月額限度31,600円)	同じ	109千円	55千円
管理職手当	主幹以上の職員 職に応じて46,100円～108,100円	同じ	—	—
管理職特別勤務手当	1 週休日・休日に4時間以上勤務した主幹以上の職員 職に応じて1回6,000円～10,000円(6時間超は50%割増) 2 平日の午前0時から5時までの間に1時間以上勤務した主幹以上の職員 職に応じて1回3,000円～5,000円	異なる	—	—
夜間勤務手当	午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員 勤務1時間当たりの給与額の25%	同じ	—	—
休日勤務手当	勤務1時間当たりの給与額の135%	同じ	—	—

9 職員の勤務時間及びその他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間(平成30年4月1日現在)

1週間の勤務時間	38時間45分(月曜日から金曜日の5日間で割り振り)
1日の勤務時間	7時間45分
勤務の開始・終了時間	午前8時30分～午後5時15分
休憩時間	午後0時～午後1時
休日	祝日(国民の祝日に関する法律に規定する休日) 年末年始(12月29日から翌年の1月3日まで)
週休日	土・日曜日

(注) 職務又は職場の特殊性により、上記と異なる場合があります。

(2) 休暇・休業

名称	実績(平成29年度)	備考
年次有給休暇	平均取得日数 8.8日	1年度につき20日与えられ、1日又は1時間を単位として取得することができます。1年度において取得残日数が生じた場合は、20日までを翌年度に繰り越すことができますが、1年度の年次有給休暇は40日を超えることはできません。
病気休暇	平均取得日数 2.0日	負傷又は疾病のため療養する必要がある、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合に取得することができます。期間は90日以内です。
特別休暇	平均取得日数 7.0日	公民権の行使、ボランティア、結婚、出産、夏季休暇等、特別の事由により勤務しないことが相当である場合に取得することができます。条例で定められた日数又は期間以内。
介護休暇	取得者数 1人	配偶者、父母、子、配偶者の父母等について、負傷、疾病又は老齢により介護するため、勤務しないことが相当であると認められる場合に取得することができます。期間は6月以内です。
育児休業	取得者数 36人	3歳に達していない子を養育する場合に取得することができます。期間中は無給です。
育児部分休業	取得者数 37人	3歳に達していない子を養育する場合に取得することができます。1日を通じて2時間以内で給与は減額して支給となります。

10 職員の分限及び懲戒の状況

(1) 分限処分者数(平成29年度)

区分	降任	免職	休職	降給	合計
処分者数(人)	0	0	7	0	7

(注) 分限処分とは、公務の能率の維持やその適正な運営の確保の目的から、勤務成績不良、心身の故障等のため職員が十分に職責を果たせない場合に、職員の意に反して行う処分です。

(2) 懲戒処分者数(平成29年度)

区分	戒告	減給	停職	免職	合計
処分者数(人)	3	0	0	0	3

(注) 懲戒処分とは、公務員としてふさわしくない非行がある場合に、職員の一定の義務違反に対する道義的責任を問い、公務における規律と秩序を維持することを目的とした処分です。

11 職員のサービスの状況

(1) 地方公務員のサービス規律の概要

「すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当つては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。」(地方公務員法第30条)

(2) 地方公務員法に定められている職員の義務等

- ・サービスの宣誓
- ・法令等及び上司の命令に従う義務
- ・信用失墜行為の禁止
- ・秘密を守る義務
- ・職務に専念する義務
- ・政治的行為の制限
- ・争議行為等の禁止
- ・営利企業等の従事制限

(3) 営利企業等の従事の状況(平成29年度)

報酬を得て事業又は事務に従事する場合	10
--------------------	----

(4) 職務に専念する義務の特例に関する条例による免除の状況

主な免除事由

- ・健康診断の受診
- ・地方公務員法42条に基づく厚生事業への参加

12 職員研修の状況

(1) 研修の実施状況(平成29年度)

① 足利市単独研修

区分	研修名	内容	受講者数
基本研修	新採用職員研修	服務・倫理、福祉、観光案内、施設実地研修等	41
	初級職員研修	キャリアデザイン、まちづくり等	52
	中級職員研修	キャリアデザイン、財務、男女共同参画等	27
	新任主査研修	リーダーの役割、マネジメントの基本等	32
	新任副主幹研修	マネジメント、メンタルヘルス、議会対応、人事評価等	35
	新任課長研修	議会対応、マネジメント	12
	幹部セミナー	講演会	100
	技能労務職員研修	コミュニケーション、安全衛生、服務等	17
専門研修	自己啓発支援助成	資格取得、通信研修の助成	41
	新人指導者研修	OJTの進め方、コミュニケーション技法の習得	37
	評価者研修	人事評価評定演習	73
	不当要求等対策研修	不当要求の実際、ロールプレイング	210
	人権問題研修	講演会	61
	人権講演会	講演及び啓発映画上映	1,026
	交通安全研修	啓発ビデオ上映及び講義	111
	地域防災・地域活性化研修	参集訓練、避難所運営訓練、地域の活性化を考える等	41
	地域づくり実践研修	地域の価値について、実地研修等	32
	読み活研修	読み活	37
	地方公務員法講座	職員の義務と責任等	41
	地方自治法講座	地方自治の意義等	39
	中堅職員事前研修	法的知識	51
	女性リーダー研修	リーダーシップ、マネジメント、キャリアデザイン	24
	財務担当者研修	法令遵守、契約手続き、会計事務	104
	庶務担当者研修	休暇、服務等	83
	補助職員研修	組織・服務、接遇	26
派遣研修	各種派遣研修	市町村アカデミー	14
		全国建設研修センター	6
		とちぎ建設技術センター	12
		日本下水道事業団	1
		文化庁	1
		栃木県	5
		プラチナ構想スクール	1
		やねだん	1
		(一社)足利青年会議所	1
	合計		2,395

② 安足地区職員研修進協議会研修

区分	研修名	内容	受講者数
基本研修	新採用職員研修	ビジネスマナー・文書、法律基礎、人権等	39
	初級職員研修	情報公開・個人情報保護、クレーム・マナー等	51
	主事・技師級研修	組織コミュニケーション、会議運営能力向上、法制執務等	33
	中級職員研修	仕事の意欲向上、業務改善	28
政策研修	政策法務研修	政策法務	14
	合計		165

③ 栃木県市町村職員研修協議会等主催研修

区分	研修名	内容	受講者数
管理者	管理者研修(講演)	講演会	4
管理監督者	個人情報保護制度	個人情報保護制度を学ぶ	3
	メンタルヘルス講座	ストレスマネジメントの習得	4
	政策法務実践講座	政策法務	2
	クレーム対応力講座	住民からの要望・苦情への対応能力・説明能力の養成	3
	パワーハラスメント防止研修	パワハラの実態防止に向けた方策を検証する	5
	組織内リスク管理講座	管理職の責務と求められる行動を学ぶ	2
	タイムマネジメント	職務能率を高めるための時間管理を学ぶ	3
	女性職員活躍の職場づくり	女性活躍を目指す職場環境の整備と支援などを学ぶ	4
全職員	行政法講座	行政法の基礎知識を学ぶ	6
	民法講座	民法の基礎知識を学ぶ	1
	プレゼンテーション講座	説得力のある企画提案・効果的なプレゼンテーションを学ぶ	1
	広聴広報力向上講座	「伝わる」ための広報手法を具体的に学ぶ	4
一般職員	法務基礎養成講座	法制執務等の執行にあたり、必要な法務基礎を習得する	1
	折衝・交渉研修	ニーズの把握方法・柔軟な発想をするためのポイントを学ぶ	1
指導者養成	接遇研修指導者養成研修	接遇研修指導者の養成	1
研修担当者	研修担当者研修	研修への心構え、研修のあり方、具体的な企画法を学ぶ	1
合計			46

13 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 公務災害・通勤災害(平成29年度)

区分	件数
公務災害	9件
通勤災害	0件

(2) 健康管理(平成29年度)

① 健康講座・健康相談

- 健康講座(6回、216人)「メンタルヘルス」「生活習慣病予防」
- 健康相談(94人)
- 健康チェック(12回、61人)

② 臨床心理士による相談(7回、19人)

③ 各種検診等

検診名等		受検者数(人)	対象者
職員総合健康診断	胸部レントゲン検査	423	全職員
	血液・尿検査	518	
	内診・血圧測定		
	身体計測		
	視力・聴力検査		
	心電図検査	234	満35歳時・40歳以上の職員
	HBs抗原検査	55	消防職員及び希望者
	HCV抗体検査	6	希望者
	胃がん検診	38	
	肺がん検診	15	
	大腸がん検診	57	
	前立腺がん検診	24	
	乳がん検診	102	女性職員希望者(マンモグラフィーは40歳以上)
子宮がん検診	71	女性職員希望者	
消防夜間勤務健診	66	消防職員(夜間勤務のみ)	
ダイオキシン類血液検査	1	クリーンセンター職員	
特殊健康診断	8		
人間ドック・脳ドック	717	希望者(30歳以上) 栃木県市町村職員共済組合で実施	
ストレスチェック検査	1,063	全職員(育休・病休者を除く)	

④ 予防接種

区 分	受診者数(人)
破傷風	36
B型肝炎予防ワクチン	14

(3) 足利市職員共済組合

足利市職員共済組合は、市職員等の疾病、障害、分娩、死亡等に基づく経済上の負担を軽減し、その生活の安定に資するための相互救済を目的として、足利市職員共済組合条例に基づき、設置された互助会組織です。

① 組織及び役員・・・足利市職員等を組合員とした組織

・組合長	副市長	・理 事	12名
・副組合長	総務部長	・代議員	45名
・会計役	会計管理者	・組合員数	1,131名(平成30年4月1日現在)
・監 事	2名		

② 平成29年度決算額

○給与金会計事業(市からの給与金により運営)

決算額	会員数	会員一人当たりの額
6,834,994円	1,131人	6,043円

○掛金会計事業(組合員の負担する掛金により運営)

決算額	会員数	会員一人当たりの額
30,782,199円	1,131人	27,216円

③ 事業内容

- 給付事業・・・慶弔給付、傷病給付、災害給付
- 福祉事業・・・人間・脳ドック補助、体育文化教養部助成、福利厚生委託等

④ 見直しの状況

レクリエーション活動助成について

掛金会計と給与会計で1/2ずつ折半し支出していたが、平成25年度から全額掛金会計で負担することに変更した。

(4) 栃木県市町村職員共済組合

栃木県市町村職員共済組合は、社会保険制度の一環として、相互救済によって組合員及びその家族の生活の安定と福祉の向上に寄与するとともに、職務の能率的運営に資することを目的として、設立された組織です。

① 構成団体

足利市を含む県内の25市町及び16一部事務組合

② 事業

- 短期給付事業・・・組合員とその家族の病気・ケガ・出産・死亡・休業又は災害に対して、必要な給付を行います。
- 長期給付事業・・・組合員の退職・障害又は死亡に対して年金又は一時金の給付を行います。
- 福祉事業・・・健康診査などの健康の保持増進事業、保養施設の運営、住宅資金の貸付などを行います。

14 勤務条件に関する措置の要求の状況

職員は、給与・勤務時間その他の勤務条件に関し、関係当事者に適当な措置をとるよう公平委員会に対して要求することができ、公平委員会はそれを審査、判定し、必要な措置をとります。

平成29年度の措置要求は 0件。

15 不利益処分に関する不服申立ての状況

懲戒その他その意に反する不利益な処分を受けた職員は、公平委員会に対して不服申立てをすることができ、公平委員会はそれを審査し、裁決又は決定をします。

平成29年度の不服申立ては 0件。

16 職員からの苦情の処理の状況

職員からの勤務条件その他の人事管理に関する苦情の申出及び相談に対し、公平委員会は助言等を行うほか、関係当事者に対し必要な措置をとります。

平成29年度の苦情の処理は 0件。

17 職員の退職管理の状況

職務の公正な執行及び住民の信頼を確保するため、地方公務員法に基づき、退職管理の適正化に努めています。

- ◇ 項目4(1)及び(3)から(5)まで並びに14から17までの記載の対象となる職種の範囲は、企業職(水道事業、工業用水道事業)を除く全職種です。

お問い合わせは人事課(Tel20-2116)へ。